文

◎厚生労働大臣が定める指定訪問看護(平成12年厚生省告示第169号)

問看護加算若しくは深夜訪問看護加算又は区分番号01-2の注11 厚生労働省告示第六十七号) 定する日を除く。 \mathcal{O} 訪問看護加算を算定する日を除く。 訪問看護加算又は区分番号01-2の注9に規定する長時間精神科 看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法 に規定する夜間・早朝訪問 費用の額の算定方法区分番号01の注13に規定する夜間 時間における指定訪問看護 訪問看護ステーションが定める営業日以外の日又は営業時間以外 指定訪問看護に要する平均的な時間を超える指定訪問看護(訪問 改 看護加算若しくは深夜訪問看護加算を算 区分番号01の注10に規定する長時間 (訪問看護療養費に係る指定訪問看護 正 後 (平成二十年 早朝訪 厚生労働省告示第六十七号) の時間における指定訪問看護 加算を算定する日を除く。 看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法 訪問看護ステーションが定める営業日以外の日又は営業時間以 指定訪問看護に要する平均的な時間を超える指定訪問看護 改 第 正 一号注9に規定する長時間訪問看護 (傍線の部分は改正部分) 前 (平成二十年 (訪問 外